

新 旧 対 照 表

静岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱の一部改正

静岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱（平成30年12月20日付け医疾第1170号通知）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において「肝がん・重度肝硬変入院医療」とは、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者に対して行われる入院医療で保険適用となっているもののうち、別表第1に定めるものをいう。</p> <p>第2項～第5項 （略）</p> <p>6 この要綱において「対象医療」とは、次のいずれかの医療（(1)については、一部負担額が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第7項等に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）のうち、当該医療の行われた月以前の<u>12月</u>以内に、次のいずれかの医療を受けた月数（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者医療確保法の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。）が既に<u>2月</u>以上ある場合であって、第3条に定める指定医療機関、他の都道府県知事の厚生労働省健康局長通知の別添実施要綱5（1）に基づく指定を受けている指定医療機関又は保険薬局において当該医療を受けた月のものをいう。</p> <p>(1) 高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療 (2) 高療該当肝がん外来関係医療 (3) 高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療</p> <p>第7項 （略）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（事業の実施）</p> <p>第4条 知事は、高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る費用については、原則として入院等指定医療機関に対し、予算の範囲内において、対象医療に要する費用の一部を交付することにより肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業を実施するものとする。ただし、他の法令等の規定により、肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、交付しないものとする。</p> <p>第2項～第9項 （略）</p> <p>10 前項の規定による請求及び第4項から第8項に定める額について請求を行おうとする者（以下「請求者」という。）は、様式第1号による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。</p> <p>(1) 請求者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し (2) 請求者の第6条第4項に定める参加者証の写し (3) 様式第2号による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票及び様式第2号の2による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（指定医療機関以外の保険医療機関・保険薬局用）（以下「医療記録票」という。） （対象医療を受けようとする日の属する月以前の12月以内に、第2条第6項第1号から第3号までに掲げる医療を受けた月数（医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。）が既に2月以上あることが記録されているもの）の写し並びに領収書及び診療明細書その他の様式第2号の2の医療記録票に記載の事項を確認することができる書類（以下「医療記録票の写し等」という。） (4) 当該月において受診したすべての保険医療機関及び保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書 (5) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療実施要綱様式第4号による肝炎治療自己負担月額管理票であつて、対象医療を受けようとする日の属する月以前の12月以内の自己負担額等が記録されているもの（以下「肝炎治療月額管理票」という。）の写し（ただし、第9項による請求の場合を除く）</p>	<p>第1条 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において「肝がん・重度肝硬変入院医療」とは、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者に対して行われる入院医療で保険適用となっているもののうち、別表第1に定めるものをいう。</p> <p>第2項～第5項 （略）</p> <p>6 この要綱において「対象医療」とは、次のいずれかの医療（(1)については、一部負担額が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第7項等に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）のうち、当該医療の行われた月以前の<u>24月</u>以内に、次のいずれかの医療を受けた月数（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者医療確保法の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。）が既に<u>1月</u>以上ある場合であつて、第3条に定める指定医療機関、他の都道府県知事の厚生労働省健康局長通知の別添実施要綱5（1）に基づく指定を受けている指定医療機関又は保険薬局において当該医療を受けた月のものをいう。</p> <p>(1) 高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療 (2) 高療該当肝がん外来関係医療 (3) 高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療</p> <p>第7項 （略）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（事業の実施）</p> <p>第4条 知事は、高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る費用については、原則として入院等指定医療機関に対し、予算の範囲内において、対象医療に要する費用の一部を交付することにより肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業を実施するものとする。ただし、他の法令等の規定により、肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、交付しないものとする。</p> <p>第2項～第9項 （略）</p> <p>10 前項の規定による請求及び第4項から第8項に定める額について請求を行おうとする者（以下「請求者」という。）は、様式第1号による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。</p> <p>(1) 請求者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し (2) 請求者の第6条第4項に定める参加者証の写し (3) 様式第2号による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票及び様式第2号の2による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（指定医療機関以外の保険医療機関・保険薬局用）（以下「医療記録票」という。） （対象医療を受けようとする日の属する月以前の<u>24月</u>以内に、第2条第6項第1号から第3号までに掲げる医療を受けた月数（医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。）が既に1月以上あることが記録されているもの）の写し並びに領収書及び診療明細書その他の様式第2号の2の医療記録票に記載の事項を確認することができる書類（以下「医療記録票の写し等」という。） (4) 当該月において受診したすべての保険医療機関及び保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書 (5) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療実施要綱様式第4号による肝炎治療自己負担月額管理票であつて、対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内の自己負担額等が記録されているもの（以下「肝炎治療月額管理票」という。）の写し（ただし、第9項による請求の場合を除く）</p>

(6) その他知事が申請内容の審査に必要と認める書類

第5条 (略)

(認定)

第6条 知事は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し別表第4に定める肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の診断・認定基準に該当する患者であることを認定するものとする。この場合において、知事は、必要と認めるときは、別に定める肝炎治療認定診査会に意見を求めることができる。

2 知事は、前項に定める認定を行う際には、医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12月以内に、保険医療機関及び保険薬局において高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療、高療該当肝がん外来関係医療又は高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療を受けた月数が既に2月以上あることを確認するものとする。

第3項～第6項 (略)

第7条～第13条 (略)

(指定医療機関の役割)

第14条 指定医療機関は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 肝がん・重度肝硬変患者がいる場合、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業についての説明及び様式第2号の医療記録票の交付を行うこと
- (2) 様式第2号の医療記録票の記載を行うこと
- (3) 患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に従事している医師に個人票等を作成させ、交付すること
- (4) 当該月以前の12月以内に保険医療機関及び保険薬局において高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療、高療該当肝がん外来関係医療又は高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療を受けた月数が既に2月以上ある場合のものとして、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと
- (5) その他、助成の対象になり得る患者に対し本事業に関する周知を行うなど、指定医療機関として本事業に必要な対応を行うこと

第15条～第16条 (略)

別表第1

1、2 (略)

3 肝がんの医療行為と判断する薬剤等(一般名)

- (1) 化学療法
 - ア 殺細胞性抗癌剤
エピルビシン、ドキシソルビシン、シスプラチン、ミリプラチン、マイトマイシンC、フルオロウラシル、ゲムシタビン、テガフル・ウラシル等
 - イ 分子標的治療薬
ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ等
- (2) 鎮痛薬
 - ア オピオイド
モルヒネ、フェンタニル、ペチジン、ブプレノルフィン、ペンタゾシン、エプタゾシン、トラマドール、オキシコドン等

4、5 (略)

(6) その他知事が申請内容の審査に必要と認める書類

第5条 (略)

(認定)

第6条 知事は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し別表第4に定める肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の診断・認定基準に該当する患者であることを認定するものとする。この場合において、知事は、必要と認めるときは、別に定める肝炎治療認定診査会に意見を求めることができる。

2 知事は、前項に定める認定を行う際には、医療の給付を受けようとする日の属する月以前の24月以内に、保険医療機関及び保険薬局において高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療、高療該当肝がん外来関係医療又は高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療を受けた月数が既に1月以上あることを確認するものとする。

第3項～第6項 (略)

第7条～第13条 (略)

(指定医療機関の役割)

第14条 指定医療機関は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 肝がん・重度肝硬変患者がいる場合、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業についての説明及び様式第2号の医療記録票の交付を行うこと
- (2) 様式第2号の医療記録票の記載を行うこと
- (3) 患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に従事している医師に個人票等を作成させ、交付すること
- (4) 当該月以前の24月以内に保険医療機関及び保険薬局において高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療、高療該当肝がん外来関係医療又は高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療を受けた月数が既に1月以上ある場合のものとして、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと
- (5) その他、助成の対象になり得る患者に対し本事業に関する周知を行うなど、指定医療機関として本事業に必要な対応を行うこと

第15条～第16条 (略)

別表第1

1、2 (略)

3 肝がんの医療行為と判断する薬剤等(一般名)

- (1) 化学療法
 - ア 殺細胞性抗癌剤
エピルビシン、ドキシソルビシン、シスプラチン、ミリプラチン、マイトマイシンC、フルオロウラシル、ゲムシタビン、テガフル・ウラシル等
 - イ 分子標的治療薬
ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ、カボザンチニブ、ラムシルマブ、ベバシズマブ等
アテゾリズマブ、デュルバルマブ、トレメリムマブ、ペムプロリズマブ等
- (2) 鎮痛薬
 - ア オピオイド
モルヒネ、フェンタニル、ペチジン、ブプレノルフィン、ペンタゾシン、エプタゾシン、トラマドール、オキシコドン等

4、5 (略)

別表第2（第2条、第11条関係）

肝がん外来医療に該当する医療行為

1 肝がん外来医療に該当する医療行為

(1) 分子標的薬を用いた化学療法

対象とする薬剤（一般名）

分子標的治療薬：ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンパチニブ、アテゾリズマブ等

(2) 肝動注化学療法

対象とする薬剤（一般名）

殺細胞性抗癌剤：フルオロウラシル、シスプラチン等

(3) 粒子線治療

(4) その他の医療行為

上記(1)から(3)の医療行為により発生した副作用に対する治療を目的とした医療行為。

2 その他

上記1を行うために明らかに必要と認められる外来医療（薬剤の処方を含む）であるとして、肝がん外来医療に該当する医療行為と判断するもの。

別表第3（略）

別表第4（第6条関係）

肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の診断・認定基準

1 ウイルス性であることの診断・認定

(1) 「B型肝炎ウイルス性」であることは、HBs抗原陽性又はHBV-DNA陽性のいずれかを確認する。

なお、B型肝炎ウイルスのHBs抗原消失例を考慮し、HBs抗原陰性であっても過去に半年以上継続するHBs抗原陽性が認められるものは、含まれることとする。

(2) 「C型肝炎ウイルス性」であることは、HCV抗体陽性又はHCV-RNA陽性のいずれかを確認する。

2 肝がんであることの診断・認定

現在又は以前に肝がんであることを、原則として次のいずれかの方法で確認する。ただし、「肝がん」は原発性肝がん又はその転移のことをいう。

(1) 画像検査

造影CT、造影MRI、血管造影/造影下CT

(2) 病理検査

切除標本、腫瘍生検

3 重度肝硬変（非代償性肝硬変）であることの診断・認定

現在又は以前に重度肝硬変（非代償性肝硬変）であることを、次のいずれかの基準で判定する。

(1) Child-Pugh score 7点以上

(2) 別表第1の2に定める「重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為」又は別表第1の4に定める「重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為と判断する薬剤等」のいずれかの治療歴を有する。

別表第5（略）

別表第2

肝がん外来医療に該当する医療行為

1 肝がん外来医療に該当する医療行為

(1) 分子標的薬を用いた化学療法

対象とする薬剤（一般名）

分子標的治療薬：ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンパチニブ、カボザンチニブ、ラムシルマブ、ベバシズマブ等
アテゾリズマブ、デュルバルマブ、トレメリムマブ、ペムプロリズマブ等

(2) 肝動注化学療法

対象とする薬剤（一般名）

殺細胞性抗癌剤：フルオロウラシル、シスプラチン等

(3) 粒子線治療

(4) その他の医療行為

上記(1)から(3)の医療行為により発生した副作用に対する治療を目的とした医療行為。

2 その他

上記1を行うために明らかに必要と認められる外来医療（薬剤の処方を含む）であるとして、肝がん外来医療に該当する医療行為と判断するもの。

別表第3（略）

別表第4

肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の診断・認定基準

1 ウイルス性であることの診断・認定

(1) 「B型肝炎ウイルス性」であることについては、HBs抗原陽性又はHBV-DNA陽性のいずれかを確認する。

なお、B型肝炎ウイルスのHBs抗原消失例を考慮し、HBs抗原陰性であっても過去に半年以上継続するHBs抗原陽性が認められるものは、含まれることとする。

(2) 「C型肝炎ウイルス性」であることについては、HCV抗体陽性又はHCV-RNA陽性のいずれかを確認する。

2 肝がんであることの診断・認定

現在又は以前に肝がんであることを、原則として次のいずれかの方法で確認する。ただし、「肝がん」は原発性肝がん又はその転移のことをいう。

(1) 画像検査

造影CT、造影MRI、血管造影/造影下CT

(2) 病理検査

切除標本、腫瘍生検

3 重度肝硬変（非代償性肝硬変）であることの診断・認定

現在又は以前に重度肝硬変（非代償性肝硬変）であることを、次のいずれかの基準で判定する。

(1) Child-Pugh score 7点以上

(2) 別表第1の2に定める「重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為」又は別表第1の4に定める「重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為と判断する薬剤等 （一般名）」のいずれかの治療歴を有する。

別表第5（略）

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書

静岡県知事 様

静岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の医療費として下記のとおり請求します。

患者自己負担合計額 円	請求者 年 月 日 (千 ー 円)
交付決定額 円	住 所 氏 名 受 給 者 との続柄 電話番号 ー ー
請求対象 年 月診療分	

(参加者証記載事項)

参加者番号	参加者氏名
参加者証有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(振込先口座)

金融機関名（該当に○）、支店名	預金種別（該当に○）、口座番号	口座名義人（請求者本人）
銀行・信金・信組 農協・労金	普通預金・当座預金 (総合口座)	カナ
支店		漢字

(提出に当たっての注意事項)

- 請求書は月ごとに作成してください。別々の月を1枚の請求書にまとめて請求することはできません。
- 本請求を行う際は、以下の書類を添付の上、請求してください。
 - 参加者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
 - 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の写し
 - 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票の写し等
 - 当該月において受診したすべての医療機関が発行した領収書及び診療明細書
 - 振込先の口座番号等が確認できる資料（通帳の写し等）
 - 核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付を受けている場合は、助成対象となる医療を受けようとする月以前の12月以内の「肝炎治療自己負担限度月額管理票」の写し
- 交付決定額（支払額）について疑問点があれば、請求先までお問い合わせください。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書

静岡県知事 様

静岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の医療費として下記のとおり請求します。

患者自己負担合計額 円	請求者 年 月 日 (千 ー 円)
交付決定額 円	住 所 氏 名 受 給 者 との続柄 電話番号 ー ー
請求対象 年 月診療分	

(参加者証記載事項)

参加者番号	参加者氏名
参加者証有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(振込先口座)

金融機関名（該当に○）、支店名	預金種別（該当に○）、口座番号	口座名義人（請求者本人）
銀行・信金・信組 農協・労金	普通預金・当座預金 (総合口座)	カナ
支店		漢字

(提出に当たっての注意事項)

- 請求書は月ごとに作成してください。別々の月を1枚の請求書にまとめて請求することはできません。
- 本請求を行う際は、以下の書類を添付の上、請求してください。
 - 参加者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
 - 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の写し
 - 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票の写し等
 - 当該月において受診したすべての医療機関が発行した領収書及び診療明細書
 - 振込先の口座番号等が確認できる資料（通帳の写し等）
 - 核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付を受けている場合は、助成対象となる医療を受けようとする月以前の24月以内の「肝炎治療自己負担限度月額管理票」の写し
- 交付決定額（支払額）について疑問点があれば、請求先までお問い合わせください。

医療記録票 (肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業)

【 科目】

患者の身へのお願い
氏名
住所
保険種別
入院・通院日
医師
生年月日
性別
年 月 日
病状経過の記号・番号
(記号時)

A欄
医師種別
病状経過
①入院
②多剤回診の場合
③外来

Table with columns for dates from 8月 to 7月, organized by year (年).

医療実績記録欄 (△は医療機関記録欄、●は医療施設記録欄)

Main data table with columns for dates and various medical event indicators (1-6) and their corresponding descriptions.

※1: ⑥の11月間の累計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合○印 (B欄には「O」又は「▲」又は「△」又は「△」と記載)

※2: ⑥の11月間の累計額がA欄③の基準額を超えた場合○印 (B欄には「△外」又は「▲外」又は「▲」と記載)

※3: ⑥の11月間の合計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合B欄には「O+△外」、「O+▲外」、「O+△外」又は「O+▲外」と記載

B欄に記載する記号
O: 入院が医療機関記録欄、かつ多剤回診を受けた場合 (多剤回診の場合)
△: 入院が医療機関記録欄、かつ多剤回診を受けた場合 (多剤回診の場合)
▲: 70歳以上の者が外来に併存高専標準額を超えた場合 (多剤回診がなかった場合)

等の説明
肝がん療養の月数算定の計算方法は: B欄に「O」「△」「▲」が記載されている場合は「△合算」のいずれかを記載
保険診療上の多剤回診の判定方法は: 基本12か月以内の△の数をカウントし、4回目以降から多剤回診。 (1月に△が2個ある場合は1回、)
保険診療上の多剤回診判定基準: 基本12か月以内の△の数をカウントし、4回目以降から多剤回診。 (同一の医療機関のカウントが4回目以降である必要があるため、医療機関ごとにカウントが別)

医療記録票 (肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業)

【 科目】

患者の身へのお願い
氏名
住所
保険種別
入院・通院日
医師
生年月日
性別
年 月 日
病状経過の記号・番号
(記号時)

A欄
医師種別
病状経過
①入院
②多剤回診の場合
③外来

Table with columns for dates from 8月 to 7月, organized by year (年).

医療実績記録欄 (△は医療機関記録欄、●は医療施設記録欄)

Main data table with columns for dates and various medical event indicators (1-6) and their corresponding descriptions.

※1: ⑥の11月間の累計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合○印 (B欄には「O」又は「▲」又は「△」又は「△」と記載)

※2: ⑥の11月間の累計額がA欄③の基準額を超えた場合○印 (B欄には「△外」又は「▲外」又は「▲」と記載)

※3: ⑥の11月間の合計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合B欄には「O+△外」、「O+▲外」、「O+△外」又は「O+▲外」と記載

B欄に記載する記号
O: 入院が医療機関記録欄、かつ多剤回診を受けた場合 (多剤回診の場合)
△: 入院が医療機関記録欄、かつ多剤回診を受けた場合 (多剤回診の場合)
▲: 70歳以上の者が外来に併存高専標準額を超えた場合 (多剤回診がなかった場合)

等の説明
肝がん療養の月数算定の計算方法は: B欄に「O」「△」「▲」が記載されている場合は「△合算」のいずれかを記載
保険診療上の多剤回診の判定方法は: 基本12か月以内の△の数をカウントし、4回目以降から多剤回診。 (1月に△が2個ある場合は1回、)
保険診療上の多剤回診判定基準: 基本12か月以内の△の数をカウントし、4回目以降から多剤回診。 (同一の医療機関のカウントが4回目以降である必要があるため、医療機関ごとにカウントが別)

様式3号及び4号 (略)

様式第5号 (表) (略)

様式第5号 (第6条関係) (用紙 日本産業規格B7縦型)

(裏)

注意事項

- 1 本証を交付された方は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（以下「本事業」という。）の参加者となり、2の条件を満たした場合に限り、別に定める対象医療の費用のうち3月目以降の費用について、患者一部負担の月額が1万円になります。
- 2 本事業において助成対象となる医療は、原則として、過去12月以内に、保険医療機関又は保険薬局において肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に2月以上ある場合であって、指定医療機関又は保険薬局において肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月のものに限られます。
- 3 指定医療機関の窓口での負担が1万円となるのは、同一の月に、一つの指定医療機関における1回の入院で、肝がん・重度肝硬変入院関係医療の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えた場合です。
- 4 肝がん外来関係医療及び注意事項3に該当しない肝がん・重度肝硬変入院関係医療は、償還払いの手続きをとることになります。
- 5 窓口負担が1万円になった場合でも、審査支払機関の審査の結果によっては、条件を満たさないことになり、追徴となる可能性があるので留意してください。
- 6 本証の交付を受けた際は、必ず、受診等をする指定医療機関及び保険薬局に提示してください。
- 7 本証の有効期間の満了後に引き続き本事業に参加することを希望する場合は、交付申請書に必要事項を記載し、第5条に定める交付申請書に添付する書類（住民票等）を添えて、静岡県知事に更新の申請を行ってください。
- 8 本証の住所、氏名、保険種別、被保険者証の記号・番号及び保険者番号に変更があったとき（他の都道府県に転居した場合を除く）は、速やかに、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証記載事項変更届」を作成し、本証と、変更箇所に関する書類を添えて静岡県知事に提出してください。
- 9 静岡県外へ転出する場合（住民票を移した場合）において、転出後も本事業に参加し、参加者証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに、住所等変更箇所を記載した交付申請書を、本証と、転居先の都道府県が定める交付申請書に添付する書類（住民票等）を添えて、転出先の都道府県知事に提出してください。
- 10 静岡県知事に償還払いを請求する場合は、本証の写しを静岡県知事に提出することになります。
- 11 厚生労働省の研究事業に協力することの同意の撤回を希望する場合、及び事業への参加を終了したい場合は、静岡県知事に、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」に必要事項を記載し、本証を添えて提出してください。なお、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」を静岡県が受理した日に属する月の末日までは、同意が撤回されないことに留意してください。
- 12 本証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、静岡県知事にその旨を届け出てください。
- 13 本証を不正な目的で用いないでください。また、本証の利用は誠実に行ってください。
- 14 その他の問い合わせは下記に連絡してください。

問い合わせ先

様式3号及び4号 (略)

様式第5号 (表) (略)

様式第5号 (第6条関係) (用紙 日本産業規格B7縦型)

(裏)

注意事項

- 1 本証を交付された方は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（以下「本事業」という。）の参加者となり、2の条件を満たした場合に限り、別に定める対象医療の費用のうち2月目以降の費用について、患者一部負担の月額が1万円になります。
- 2 本事業において助成対象となる医療は、原則として、過去24月以内に、保険医療機関又は保険薬局において肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に1月以上ある場合であって、指定医療機関又は保険薬局において肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月のものに限られます。
- 3 指定医療機関の窓口での負担が1万円となるのは、同一の月に、一つの指定医療機関における1回の入院で、肝がん・重度肝硬変入院関係医療の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えた場合です。
- 4 肝がん外来関係医療及び注意事項3に該当しない肝がん・重度肝硬変入院関係医療は、償還払いの手続きをとることになります。
- 5 窓口負担が1万円になった場合でも、審査支払機関の審査の結果によっては、条件を満たさないことになり、追徴となる可能性があるので留意してください。
- 6 本証の交付を受けた際は、必ず、受診等をする指定医療機関及び保険薬局に提示してください。
- 7 本証の有効期間の満了後に引き続き本事業に参加することを希望する場合は、交付申請書に必要事項を記載し、第5条に定める交付申請書に添付する書類（住民票等）を添えて、静岡県知事に更新の申請を行ってください。
- 8 本証の住所、氏名、保険種別、被保険者証の記号・番号及び保険者番号に変更があったとき（他の都道府県に転居した場合を除く）は、速やかに、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証記載事項変更届」を作成し、本証と、変更箇所に関する書類を添えて静岡県知事に提出してください。
- 9 静岡県外へ転出する場合（住民票を移した場合）において、転出後も本事業に参加し、参加者証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに、住所等変更箇所を記載した交付申請書を、本証と、転居先の都道府県が定める交付申請書に添付する書類（住民票等）を添えて、転出先の都道府県知事に提出してください。
- 10 静岡県知事に償還払いを請求する場合は、本証の写しを静岡県知事に提出することになります。
- 11 厚生労働省の研究事業に協力することの同意の撤回を希望する場合、及び事業への参加を終了したい場合は、静岡県知事に、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」に必要事項を記載し、本証を添えて提出してください。なお、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」を静岡県が受理した日に属する月の末日までは、同意が撤回されないことに留意してください。
- 12 本証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、静岡県知事にその旨を届け出てください。
- 13 本証を不正な目的で用いないでください。また、本証の利用は誠実に行ってください。
- 14 その他の問い合わせは下記に連絡してください。

問い合わせ先

様式第11号 (第12条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

年 月 日

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定申請書

静岡県知事 様

開設者の住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)

開設者の氏名 (法人の場合は法人の名称と代表者の職・氏名)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による指定医療機関として指定を受けたいので申請します。

なお、指定の上は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いの定めるところに従って、医療を担当します。

記

医療機関	名称	電話 ()									
	種類	病院 ・ 診療所 (有床・無床)									
	所在地										
	医療機関コード										
開設年月日		年 月 日									
開設者	住所 (※1)										
	氏名 (※2)										
指定申請区分	①入院及び外来	<input type="checkbox"/> 要綱第3条(1)に該当する施設である。									
	②外来のみ	<input type="checkbox"/> 要綱第3条(2)に該当する施設である。									
指定医療機関の役割		① 肝がん・重度肝硬変患者がいる場合、本事業についての説明及び様式第2号による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票の交付を行うこと。 ② 様式第2号による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票の記載を行うこと。 ③ 患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に従事している医師に臨床調査個人票等を作成させ、交付すること。 ④ 当該月以前の12月以内に要綱第3条第6項の(1)から(3)までに掲げる医療を受けた月数が既に2月以上ある場合のものとして、本事業の対象となる高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。 ⑤ その他、助成の対象になり得る患者に対し本事業に関する周知を行うなど、指定医療機関として本事業に必要な対応を行うこと。									

※1) 開設者が法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地 ※2) 開設者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名

様式第11号 (第12条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

年 月 日

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定申請書

静岡県知事 様

開設者の住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)

開設者の氏名 (法人の場合は法人の名称と代表者の職・氏名)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による指定医療機関として指定を受けたいので申請します。

なお、指定の上は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いの定めるところに従って、医療を担当します。

記

医療機関	名称	電話 ()									
	種類	病院 ・ 診療所 (有床・無床)									
	所在地										
	医療機関コード										
開設年月日		年 月 日									
開設者	住所 (※1)										
	氏名 (※2)										
指定申請区分	①入院及び外来	<input type="checkbox"/> 要綱第3条(1)に該当する施設である。									
	②外来のみ	<input type="checkbox"/> 要綱第3条(2)に該当する施設である。									
指定医療機関の役割		① 肝がん・重度肝硬変患者がいる場合、本事業についての説明及び様式第2号による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票の交付を行うこと。 ② 様式第2号による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票の記載を行うこと。 ③ 肝がん・重度肝硬変患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に従事している医師に臨床調査個人票等を作成させ、交付すること。 ④ 当該月以前の24月以内に要綱第3条第6項の(1)から(3)までに掲げる医療を受けた月数が既に1月以上ある場合のものとして、本事業の対象となる高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。 ⑤ その他、助成の対象になり得る患者に対し本事業に関する周知を行うなど、指定医療機関として本事業に必要な対応を行うこと。									

※1) 開設者が法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地 ※2) 開設者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名

附 則

この改正は令和6年4月 日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、令和6年3月31日以前に受けた高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療 (当該医療の行われた月以前の12月以内に、当該医療を受けた月数が既に2月以上ある場合であって、改正前の第3条で定める指定医療機関において当該医療を受けた月のものに限る。) については、なお従前の例によるものとする。